	EPA	介護	技能実習	特定技能
在留資格	「特定活動」	「介護」※4	「技能実習1~3号」 ^{※7}	「特定技能1号」
制度の目的	介護福祉士の国家資格取得を 目的とした受け入れと、国際連携の強化	専門的・技術的分野への 外国人労働者の受け入れ	日本から相手国への技能移転	人手不足対応のための 一定の専門性・技能をもつ外国人の受け入れ
実施している国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし	制限なし	制限なし
日本に滞在できる期間	4年(資格をとれば制限なし)	制限なし	最長 5年 ^{※8}	最 長5年 ^{※8}
一緒に行ける家族	家族(配偶者・子ども)※1	家族(配偶者・子ども)	なし	なし
日本語能力	N3 ^{**2}	N2 ^{*5}	N4	CFER A2、介護の言葉がわかる ^{※10}
母国での介護知識・経験	看護学校の卒業生 or 母国で介護士	個人による	監理団体による	一定の知識・技能がある※11
介護福祉士国家試験の受験義務	あり*3	あり※6	なし*9	なし*9
受け入れ調整・支援機関	JICWELS(公益社団法人国際厚生事業団)	なし	監理団体	登録支援機関

- ※1:介護福祉士の資格を取れた場合。
- ※2:フィリピンは N5以上、インドネシアは N4以上、ベトナムは N3以上。
- ※3:不合格でも一定点数以上を取れていれば、1年間滞在を延ばすことができる。
- ※4:介護福祉士の資格を取る前は、「留学」。
- ※5:一部の養成学校は N2以上。
- ※6:2017年4月~2022年3月の卒業者は、5年以内に国家試験に合格するか、卒業後5年間介護の仕事をすると、介護福祉士の資格を取ることができる。
- ※7:1年目は「技能実習1号」、2~3年目は「技能実習2号」、4~5年目は「技能実習3号」。
- ※8:介護福祉士の資格を取れば、在留資格を「介護」に変更して、在留期間に制限なく働くことができる。
 - 3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」の試験が免除される(在留資格を変更した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年)。
- ※9:介護福祉士の資格を取れば、在留資格を「介護」に変更できる。
- ※10: 独立行政法人国際交流基金の「日本語基礎テスト」と、厚生労働省の「介護日本語評価試験」に合格することが必要。 日本語能力試験が N4以上の場合は「日本語基礎テスト」は免除。
- ※11: 厚生労働省の「介護技能評価試験」に合格することが必要。